

院内報「みらい」(医薬分業と薬局)

医療技術が高度になると共に機能分化が進み、新しい薬も次々に開発されています。

高度化、多様化する現代の医療においては、それぞれの分野の専門家が、努力し協力しあうことで、患者さんによりよい医療を提供することが求められています。

医師が患者さんを診察し、薬が必要な場合には「処方せん」を書いて患者さんに渡し、この処方せんに基づいて薬局の薬剤師が調剤する仕組みを「医薬分業」といいます。

処方せんをもらったら薬局へ

薬を扱っているお店は、薬局のほかに薬店、ドラッグストアなどのいろいろな名称がついていますが、医師の処方せんに基づいて調剤できる場所は、「薬局」だけです。

健康保険や老人保険で病院や医院にかかり、処方せんを渡された場合は、「処方せん受付」、「保険薬局」、「基準薬局」などの表示がしてある薬局に行ってください。この場合は、これらの保険が適用されます。

薬局の長所

薬局では、個人の薬剤服用歴カードをお作りし、薬の副作用や飲み合わせ、他の医療機関から同じ種類の薬が出ていないかなどを確認します。もちろん、薬局で買った薬でも同じように対応します。

また、副作用などの十分な説明や、薬の効き目のこと、飲み残しの薬のことなど、いつも気楽に相談できます。

より良い医療サービスを受けるために

医薬分業のメリットは、前にも述べましたように、

医師と薬剤師が役割を分担し協力することにより、患者さんに対しての医療サービスの向上につながる。

薬局で、薬の効き目や副作用のこと、飲み合わせのこと、同じ薬が出ていないかなど、薬に関するいろいろな情報サービスが受けられる。

この二つの点であると思います。

病院で受診する際には、現在使用している薬を医師に伝えることが大切です。薬を持参してもよろしいのですが、メモに書いて整理しておくとういでしょう。

薬局で調剤してもらった時も、同様にしてアドバイスを受けるとよいと思います。

地域の皆様の薬の相談相手として、薬局を十分に活用して下さい。



なお、医師と同じように薬剤師にも、患者さんに関する守秘義務がありますので、プライバシーが侵害される恐れはありません。

処方せんのこと、医薬分業のことでお聞きになりたいことがありましたら、「保険薬局」の看板がある薬局にお問合せください。

薬剤師 風張 治一